

さいたま市告示第 1 1 0 8 号

さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例（平成 2 7 年さいたま市条例第 2 2 号）第 7 条の規定により、さいたま市見沼区において計画されている産業廃棄物処理施設の設置等に係る事業計画書の提出があった旨及び縦覧の場所等を公告する。

令和 8 年 7 月 1 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 事業計画の概要

- (1) 事業計画者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 株式会社サカイパンドロジ
代表者の氏名 代表取締役 中田 泰史
住所 大阪府高槻市大塚町五丁目 1 9 番 1 号
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置等の場所
さいたま市見沼区大字蓮沼字北海道 1 4 9 5 番 1、1 4 9 5 番 2、1 4 9 6 番 1 の一部、
1 4 9 6 番 2、1 4 9 6 番 5、1 4 9 7 番 1 の一部 以上 6 筆
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類
産業廃棄物収集運搬業 積替え保管施設
- (4) 産業廃棄物処理施設において取り扱う産業廃棄物の種類
ア 廃プラスチック類（特定家庭用機器廃棄物に限る）
イ 金属くず（特定家庭用機器廃棄物に限る）
ウ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（特定家庭用機器廃棄物に限る）
以上 3 種類
- (5) 産業廃棄物処理施設の処理能力
積替え保管施設
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（特定家庭用機器廃棄物に限る）
保管面積：1 4 . 8 m² 保管高さ：2 . 6 0 m 保管上限：3 3 . 2 m³
保管の方法：コンテナ保管
- (6) 関係地域の範囲
さいたま市見沼区のうち、別紙地図に示す産業廃棄物処理施設の設置等の場所の周囲 2 0 0 メートル以内の地域

2 縦覧場所

- (1) 市役所産業廃棄物指導課
- (2) 見沼区役所情報公開コーナー
- (3) 七里公民館
- (4) 七里図書館

3 縦覧期間及び縦覧時間

- (1) 期間
令和 8 年 7 月 1 日（水）から令和 8 年 7 月 3 1 日（金）まで
- (2) 時間

開庁日又は開館日の午前９時から午後４時３０分まで

4 意見書

事業計画書等について生活環境の保全の見地から意見を有する関係住民等は、市長に対し、意見書の提出により意見を述べることができます。

(1) 意見書の提出期限

令和８年８月１４日（金）（郵送の場合は当日消印有効）

(2) 提出方法

直接持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法による

(3) 提出先

ア 直接持参、郵送の場合

住所 〒３３０－９５８８

さいたま市浦和区常盤６－４－４

宛名 さいたま市環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課

イ FAXの場合

FAX番号 ０４８（８２９）１９３３

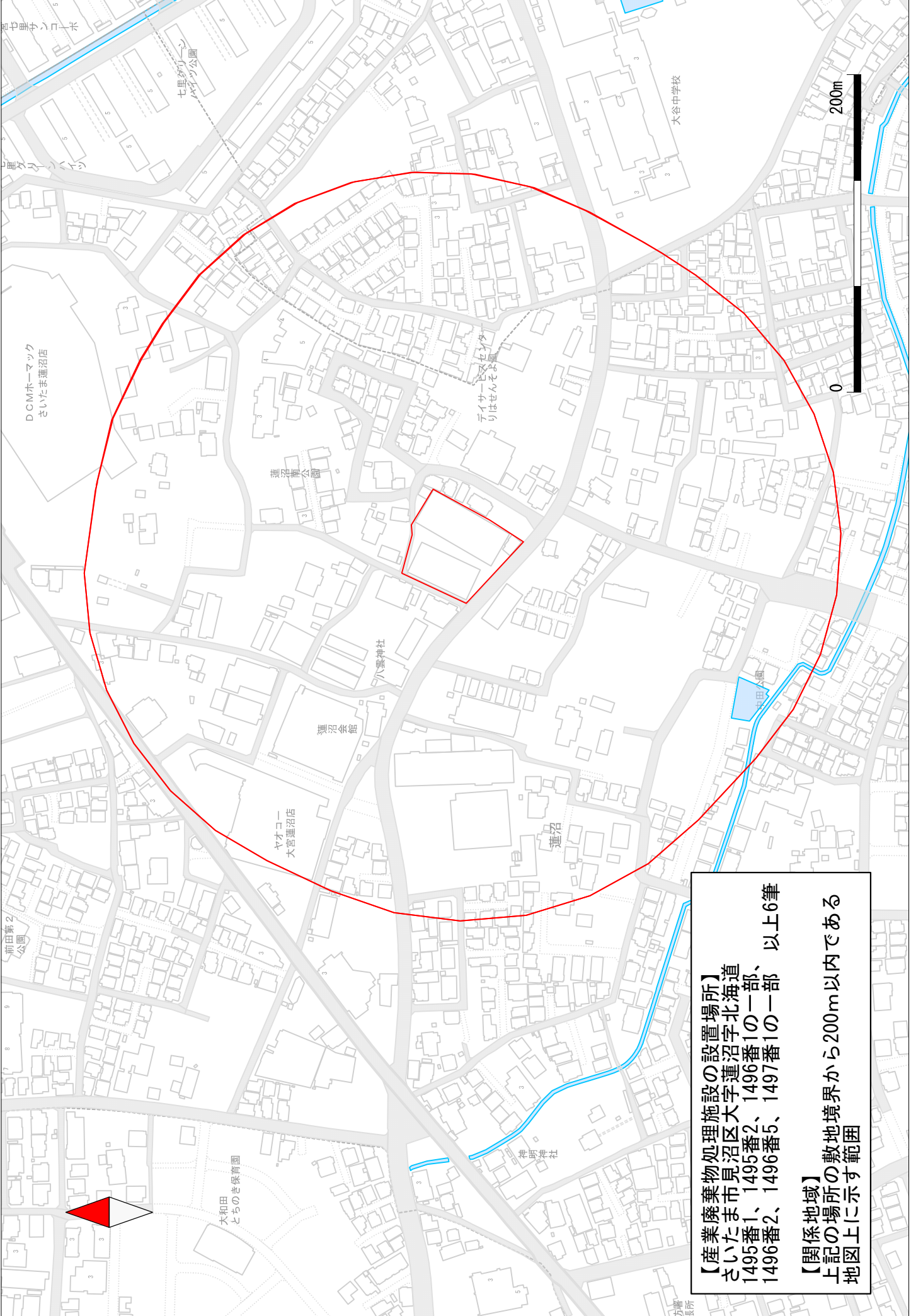
ウ 電子メールの場合

電子メールアドレス：sangyo-haikibutsu-shido@city.saitama.lg.jp

5 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課審査係

(2) 電話 ０４８（８２９）１６０８



【産業廃棄物処理施設の設置場所】
さいたま市見沼区大字蓮沼字北海道
1495番1、1495番2、1496番1の一部、
1496番2、1496番5、1497番1の一部 以上6筆

【関係地域】
上記の場所の敷地境界から200m以内である
地図上に示す範囲